

V 参考資料

5.1 センター規則

富山大学生命科学先端研究センター規則

平成17年10月1日制定

平成19年4月1日改正

平成22年10月1日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学学則第12条第2項の規定に基づき、富山大学生命科学先端研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、動物実験、分子・構造解析、遺伝子実験及びアイソトープ実験に係る施設を適切に管理し、動物資源開発、分子・構造解析、ゲノム機能解析及び放射線生物解析に関する技術の利用を推進するとともに、地域や産業との連携を通じて、先端的な生命科学の研究及び教育の発展に資することを目的とする。

(教育研究支援施設)

第3条 センターに、富山大学（以下「本学」という。）の教育研究活動を効率的に実施するため、次に掲げる教育研究支援施設を置く。

- (1) 動物実験施設
- (2) 分子・構造解析施設
- (3) 遺伝子実験施設
- (4) アイソトープ実験施設

2 動物実験施設は、実験動物の飼育管理及び動物実験を用いた教育研究の推進・支援並びに動物資源開発に関する技術の研究開発を行うことにより、教育研究機能の高度化を図るものとする。

3 分子・構造解析施設は、各種分析機器の管理運用及び分子・構造解析を用いた教育研究の推進・支援並びに分子・構造解析に関する技術の研究開発を行うことにより、教育研究機能の高度化を図るものとする。

4 遺伝子実験施設は、遺伝子解析機器の管理運用及び遺伝子実験を用いた教育研究の推進・支援並びにゲノム機能解析に関する技術の研究開発を行うことにより、教育研究機能の高度化を図るものとする。

5 アイソトープ実験施設は、放射線の安全管理及びアイソトープ実験を用いた教育研究の推進・支援並びに放射線生物解析に関する技術の研究開発を行うことにより、教育研究機能の高度化を図るものとする。

(職員)

第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 施設長
- (4) 専任の教育職員
- (5) その他必要な職員

(センター長)

第5条 センター長は、センターの業務を掌理する。

- 2 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 センター長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長を補佐し、次に掲げるセンターの各担当業務を整理する。

- (1) 動物実験に関すること。
 - (2) 分析機器に関すること。
 - (3) 遺伝子実験に関すること。
 - (4) 放射線管理に関すること。
- 2 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 副センター長の選考については、本学の教授のうちから、第9条に定める運営委員会の推薦に基づき、学長が行う。

(施設長)

第7条 施設長は、センター長の指示により、第3条第1項各号の施設の業務を処理する。

- 2 施設長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の施設長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 施設長の選考については、本学の教育職員のうちから、第9条に定める運営委員会の推薦に基づき、学長が行う。

(専任の教育職員)

第8条 専任の教育職員は、第3条第1項各号に定めるいずれかの施設に所属し、センターの業務に従事する。

- 2 専任の教育職員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

第9条 センターに、センターの管理運営に関する重要な事項を審議するため、富山大学生命科学先端研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 センターの事務は、研究振興部研究協力グループにおいて処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に選考される副センター長の任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。
- 3 富山大学生命科学先端研究センター分野長選考規則は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 この規則施行後、第7条第3項の規定により施設長が選考されるまでの間、同条同項の規定にかかわらず、各施設業務担当の副センター長が施設長の業務を行うものとする。
- 3 この規則施行後、最初に選考される施設長の任期は、第7条第2項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

5.2 運営委員会規則

富山大学生命科学先端研究センター運営委員会規則

平成17年10月1日制定
平成18年4月5日改正
平成19年4月1日改正
平成20年4月1日改正
平成21年4月1日改正
平成22年10月1日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、富山大学生命科学先端研究センター規則第9条第2項の規定に基づき、富山大学生命科学先端研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの管理運営の基本方針に関する事項
- (2) センター長、副センター長、施設長及び専任の教育職員の人事に関する事項
- (3) センターの予算に関する事項
- (4) その他センターの管理運営に関する必要な事項

(組織)

第3条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 施設長
 - (4) 大学院医学薬学研究部の医学系から選出された教育職員 3人
 - (5) 大学院医学薬学研究部の薬学系から選出された教育職員 2人
 - (6) 大学院理工学研究部の各系から選出された教育職員 各1人
 - (7) 和漢医薬学総合研究所から選出された教育職員 1人
- 2 前項第4号から第7号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第1項第3号から第7号までの委員のうち教授以外の委員は、前条第2号の事項のうち専任の教育職員の人事に関する事項の審議に加わることができない。

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第2号の事項を審議する場合は、構成員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

4 委員長は、3分の1以上の委員から開催の要請があったときは、運営委員会を招集しなければならない。

(専門委員会)

第6条 運営委員会に、専門事項を検討するため、必要に応じ専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(意見の聴取)

第7条 運営委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 運営委員会の事務は、研究振興部研究協力グループにおいて処理する。

附 則

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

2 この規則の施行日前に、国立大学法人富山医科薬科大学生命科学先端研究センター運営委員会規程第3条第4号から第6号までに規定する委員であった者は、この規則第3条第4号から第6号までに規定する委員とみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

1 この規則は、平成18年4月5日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

2 この規則の適用日前に、医学部・大学院医学系研究科教授会及び薬学部教授会から選出された委員であった者は、この規則第3条第4号及び第5号に規定する委員とみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

2 この規則の施行日前に、大学院医学薬学研究部教授会の医学系教授部会及び薬学系教授部会並びに和漢医薬学総合研究所教授会から選出された委員であった者は、この規則第3条第1項第4

号, 第 5 号及び第 7 号に規定する委員とみなし, その任期は, 第 3 条第 2 項の規定にかかわらず, 平成23年 3 月31日までとする。

- 3 この規則施行後, 最初に大学院理工学研究部の各系から選出される委員の任期は, 第 3 条第 2 項の規定にかかわらず, 平成23年 3 月31日までとする。

5.3 利用規則

富山大学生命科学先端研究センター利用規則

平成17年10月1日制定

平成19年4月1日改正

平成22年10月1日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、富山大学生命科学先端研究センター規則第11条の規定に基づき、富山大学生命科学先端研究センター（以下「センター」という。）の利用に際し、必要な事項を定める。

(利用の原則)

第2条 センターの利用は、研究及び教育並びにその他国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）の運営上必要と認めるものに限るものとする。

(利用の資格)

第3条 センターを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学の職員
 - (2) 本学の学生及び研究生等
 - (3) その他、生命科学先端研究センター長（以下「センター長」という。）が適当と認めた者
- 2 利用者で動物実験を行う場合は、国立大学法人富山大学動物実験取扱規則に基づき、所定の手続きを経なければならない。
- 3 利用者で遺伝子組換え生物等使用実験を行う場合は、国立大学法人富山大学遺伝子組換え生物等使用実験安全管理規則に基づき、所定の手続きを経なければならない。
- 4 利用者で放射性同位元素を使用する場合は、富山大学生命科学先端研究センター放射線障害予防規程に基づき、所定の手続きを経なければならない。

(利用の申請及び承認)

第4条 利用者は、別に定めるところにより、センター長に利用の申請をしなければならない。

- 2 センター長は、前項の申請が適当であると認めたとき、当該教育研究支援施設の施設長の同意のもとにこれを承認するものとする。
- 3 センター長は、前項の承認に当たり、別に定める利用講習会の受講を義務づけることとする。

(変更の届出)

第5条 前条第2項の規定により利用の承認を受けた者は、申請した事項に変更が生じたときは、遅滞なくセンター長に届け出て、変更の承認を得なければならない。

(利用の停止)

第6条 センター長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの利用承認の取り消し、又は一定期間の利用を停止することができるものとする。

- (1) この規則に著しく違反したとき。
- (2) 利用内容が第4条の申請と異なるとき。

(3) センターの運営に著しい支障を生じさせたとき。

(損害賠償)

第7条 利用者は、故意又は重大な過失により設備等を損傷させたとき、その損害に相当する費用を賠償しなければならない。

(経費)

第8条 センターの利用に係る経費の負担については、別に定める。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、富山大学生命科学先端研究センター運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

5.4 利用研究員取扱規則

富山大学生命科学先端研究センター利用研究員取扱規則

平成17年10月1日制定

平成19年4月1日改正

平成20年6月24日改正

平成22年10月1日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、富山大学生命科学先端研究センター規則第11条の規定に基づき、富山大学生命科学先端研究センター（以下「センター」という。）の施設及び設備を、地域の産業育成・理科教育及び産業育成教育に貢献することを目的に、広く地域社会の企業・教員等に開放するため、センター利用研究員の取扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で「センター利用研究員」とは、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）以外の場所において本務を有し、センター長の監督のもとにセンターの施設及び設備を利用し、その成果を本人等の研究等に供する者をいう。

(資格)

第3条 センター利用研究員となることができる者は、学士の学位を有する者又はこれに準ずる者でなければならない。

(申請)

第4条 センター利用研究員は、センター長の承諾のもと、別紙様式により学長に申請するものとする。

(承認)

第5条 学長は、前条の申請があった場合、富山大学生命科学先端研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議に基づき、承認する。

(利用の条件)

第6条 前条で承認されたセンター利用研究員は、次の事項を利用の条件とする。

- (1) センター利用研究員がセンターの施設及び設備を利用する場合、本学の諸規則を遵守すること。
- (2) センター利用研究員が本学において附属図書館又は他の学内共同利用施設を利用する場合、あらかじめ附属図書館長又は他の学内共同利用施設の長の許可を受けるものとする。
- (3) センター利用研究員が故意又は重大な過失により本学の施設又は設備等を損傷した場合、本人又は本務先が、その損害に相当する費用を弁償するものとする。
- (4) センター利用研究員が本学構内において受けた傷害又は損害に対しては、本学は一切その責を負わないものとする。

(利用料金)

第7条 利用料金は、センター利用基本料と利用者負担額とし、別表のとおりとする。

- 2 利用料金のうちセンター利用基本料は原則として前納とする。ただし、センター利用研究員の
本務先が公的機関の場合は、センター利用基本料を免除とする。
- 3 センター利用により生じた利用者負担額については、後納とする。

(承認期間)

第8条 承認期間は、1年以内で、4月1日から翌年3月31日までの期間を超えないものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、センター利用研究員に関し必要な事項は、運営委員会の議
を経て、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に、国立大学法人富山医科薬科大学生命科学先端研究センター利用研究員
取扱規程に基づき承認されたセンター利用研究員については、この規則第5条に基づき承認され
たものとみなす。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年6月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

別表（第7条関係）

事 項	利 用 料 金	備 考
センター利用基本料	65,000 円／人	申請期間に関わらず1回／年度の 支払い。
利用者負担額（使用料金）	センターが定めた使用料金に 基づいて算出した料金	利用後、利用料金の請求による。

平成 年 月 日

センター利用研究員申請書

国立大学法人富山大学長 殿

申請者
 所属機関等名
 所在地
 代表者等氏名 ㊟

富山大学生命科学先端研究センター利用研究員取扱規則第4条の規定により申請します。
 なお、申請者は、富山大学生命科学先端研究センター利用研究員取扱規則を遵守します。

ふりがな 氏名		男・女	写 真
生年月日（年齢）	年 月 日	（ 歳）	
現 住 所			
勤務先における所属 部局・職名及び連絡先	＜連絡先＞		
勤務先における 職務内容			
最終学歴・卒業年月			
学 位 等			
利 用 期 間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで		
利 用 目 的			
利 用 施 設			
利 用 設 備	-----		

私は、別紙「富山大学生命科学先端研究センター利用研究員取扱規則第6条（利用の条件）」 を遵守します。 ㊟			

上記の者のセンター利用研究員の申請を承諾します。 富山大学生命科学先端研究センター長 ㊟
--

※申請者が個人の場合等不要な字句は、二線で抹消してください。

あとがき

富山大学生命科学先端研究センター年報第4号をお届けします。

「生命科学先端研究センター」が発足して今年で6年目となります。平成17年度からの5年間、すなわち新富山大学として進行しました第1期中期目標・中期計画の期間、当センターには72件、総額7億1,650万円の設備が整備されました。特筆の設備としては、平成18年度に「生命融合科学教育部」の設置に伴い、「超伝導デジタル核磁気共鳴装置」および「共焦点レーザースキャン顕微鏡」が整備され、現在当センターの主要設備として昼夜利用されています。また、平成19年度から進行した第1期の「設備整備マスタープラン」により、当センターで取りまとめた「分子イメージングシステム」の設備として、平成19年度に「小動物用光イメージングシステム」、平成20年度に「細胞機能イメージングシステム」および「高分解能透過電子顕微鏡」、平成21年度に「小動物用MRI装置」および「中動物用MRI装置」が整備され、細胞から個体レベルまでの分子イメージング解析が可能となりました。さらに平成21年度には、平成7年度以来約15年ぶりに補正予算による大規模な設備整備が措置され、当センターには「高分解能質量分析システム」が整備されました。本設備は「大学連携研究設備ネットワーク」に登録して、全国共同利用設備として運用されています。

平成22年度から進行している第2期中期目標・中期計画の期間では、「設備整備マスタープラン」により当センターで取りまとめた「トランスレーショナルリサーチシステム」の設備の整備、および動物実験施設棟・アイソトープ実験施設棟の機能改善による近代化・耐震補強工事が実施される予定です。これらは、本学の中期目標「医薬理工および伝統医薬学領域を中心として、国際社会をリードする特色ある先端的研究を行う」などを達成するために措置される計画「新しい医薬品の創成、診断・治療法の開発、臨床研究などのトランスレーショナルリサーチを促進する」などを推進・支援するためには、必要不可欠な事業となります。

このため、当センターの施設・設備が高水準の教育研究の推進・支援機能を維持するため、今後とも皆様のご理解、ご支援をお願いいたします。

(H・H)

富山大学生命科学先端研究センター年報 第4号

2010年11月15日 発行

編集・発行 富山大学生命科学先端研究センター
〒930-0194 富山県富山市杉谷2630番地
TEL 076-415-8806 (センター長室・センター事務室)
URL <http://www.lsrc.u-toyama.ac.jp/index.htm>
E-mail lsrc@cts.u-toyama.ac.jp
